

令和2年第6回糸魚川市議会定例会会議録 第5号

令和2年12月24日（木曜日）

議事日程第5号

令和2年12月24日（木曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第114号から同第117号まで
- 日程第4 議案第118号から同第121号まで、同第123号から同第125号まで、請願第4号、陳情第8号及び同第9号
- 日程第5 議案第122号
- 日程第6 議案第126号、同第127号及び同第129号から同第131号まで
- 日程第7 議案第128号
- 日程第8 諮問第1号から同第5号まで
- 日程第9 発議第10号
- 日程第10 発議第11号
- 日程第11 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第114号から同第117号まで
- 日程第4 議案第118号から同第121号まで、同第123号から同第125号まで、請願第4号、陳情第8号及び同第9号
- 日程第5 議案第122号
- 日程第6 議案第126号、同第127号及び同第129号から同第131号まで
- 日程第7 議案第128号
- 日程第8 諮問第1号から同第5号まで
- 日程第9 発議第10号
- 日程第10 発議第11号
- 日程第11 閉会中の継続調査について

〈応招議員〉 19名

〈出席議員〉 19名

1番	平澤	惣一郎	君	2番	東野	恭行	君
3番	山本	剛	君	4番	吉川	慶一	君
5番	中村	実	君	6番	滝川	正義	君
7番	佐藤	孝	君	8番	新保	峰孝	君
9番	田原	実	君	10番	保坂	悟	君
11番	笠原	幸江	君	12番	斉木	勇	君
13番	高澤	公	君	15番	田中	立一	君
16番	古川	昇	君	17番	渡辺	重雄	君
18番	松尾	徹郎	君	19番	五十嵐	健一郎	君
20番	吉岡	静夫	君				

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市長	米田	徹	君	副市長	藤田	年明	君
総務部長	五十嵐	久英	君	市民部長	渡辺	成剛	君
産業部長	見辺	太	君	総務課長	渡辺	忍	君
企画定住課長	渡辺	孝志	君	財政課長	山口	和美	君
能生事務所長	土田	昭一	君	青海事務所長	猪股	和之	君
市民課長	川合	三喜八	君	環境生活課長	高野	一夫	君
福祉事務所長	嶋田	猛	君	健康増進課長	池田	隆	君
商工観光課長	大嶋	利幸	君	農林水産課長	猪又	悦朗	君
建設課長	五十嵐	博文	君	復興推進課長	斉藤	喜代志	君
ガス水道局長	樋口	昭人	君	消防長	小林	正広	君
教育長	井川	賢一	君	教育次長	磯野	茂	君
教育委員会こども課長	磯野	豊	君	教育委員会こども教育課長	富永	浩文	君
教育委員会生涯学習課長 中央公民館長兼務 市民図書館長兼務	穂苅	真	君	教育委員会文化振興課長 市民会館長兼務	伊藤	章一郎	君

〈事務局出席職員〉

局長	松木	靖	君	次長	松村	伸一	君
----	----	---	---	----	----	----	---

係 長 上 野 一 樹 君

〈午前10時00分 開議〉

○議長（中村 実君）

おはようございます。  
これより本日の会議を開きます。  
欠席通告議員は、ありません。  
定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（中村 実君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員には、4番、吉川慶一議員、11番、笠原幸江議員を指名いたします。  
次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長報告を求めます。  
高澤 公議会運営委員長。  
〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

高澤委員長。〔13番 高澤 公君登壇〕

○13番（高澤 公君）

おはようございます。  
議会運営委員会報告を行います。  
去る12月10日と昨日12月23日に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果について報告いたします。  
委員長報告について申し上げます。  
総務文教常任委員長及び市民厚生常任委員長から、休会中の所管事項調査の報告をしたい旨の申出があり、本日の日程事項とすることで決しております。  
次に、議員発議について申し上げます。  
お手元配付の発議書のとおり、発議第10号、北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書と、発議第11号、糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてが、所定の手続を経て提出されています。  
これを本日の日程事項とすることとし、委員会の付託を省略して、即決にてご審議いただくことで委員会の意見の一致を見ています。  
議会運営について申し上げます。

コロナ禍における予算審査特別委員会の進め方については、予算審査特別委員会の会場を第二委員会室ではなく、3密を避けるためから広い議場とし、発言は、議会側、行政側、共に自席で手持ちマイクを準備していただき、発言することとしています。

そして、審査の順序について、これまでの款ごとから、説明員の数を減らすために課ごとに進めるということにいたしました。

正副委員長席と議長の席及び議員の席につきましては、委員長席は議長席に、副委員長席は事務局長席に、議長席は委員長の左隣とすることで決しております。

また、議員席では、カメラワークの関係から、映りにくいところがあるため、南側席の新保議員、佐藤議員、古川議員、田中議員及び滝川議員に席を移っていただき、委員会を進めることで意見の一致を見ています。

次に、女性の意見を聴く会のまとめが終わりましたので、報告いたします。

12月10日に世話人4人と事務局員2人の6人で反省会を行い、女性の意見を聴く会のまとめを行いました。

以下、その内容を読み上げて、報告いたします。

1、直接市民の意見を聴く機会が持たれたことは、大変よかった。各年代の方々の意見は、実体験者としての重要な意味を含んだものであると感じた。他市町村で行っている模擬議会と違って、一般質問形式で行ったのもよかった。

2、一定の効果があったと思うし、女性だけに限らず広く意見を聴くような形で継続していければよいと感じた。改良するところもあるが、直しながら今後につなげていきたい。

3、開かれた議会と合わせて、活動している議会の出発点となった。このような活動を続けて、若い人たちが議会へ参加しやすくなればよいと思う。

4、マスコミ報道などもあり、他の議会からの視察もあった。終了後、それらの議員への対応ができなかったことは、今後の課題にしたいと思う。対外的なアピールや終了後の意見交換なども考慮する必要があったと思う。

5、発言者からいろいろな意見が出ましたが、そのほとんどは、既に市が手がけている事業であることが多かった。行政も議会も各議員も、市民に対して丁寧な説明が必要なのではないかと感じた。

6、総務課、議会事務局も参加していただき、スムーズな運営ができたと思う。発言者席の名札を作っていたいたり、終了後、各人の写真入りで結果報告を送っていたいたり、細かい心配りに感謝申し上げます。

以上で、女性の意見を聴く会のまとめの報告を終わります。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2．所管事項調査について

○議長（中村 実君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、総務文教常任委員会及び市民厚生常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

笠原幸江総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

笠原委員長。〔11番 笠原幸江君登壇〕

○11番（笠原幸江君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、12月18日に所管事項調査を行っておりますので、ご報告いたします。

調査項目は、1、第3次糸魚川市総合計画の策定について、2、子ども誕生祝い事業の実施状況について、3、進級・進学時の児童生徒の引継ぎについて、以上、3項目について調査を行っております。

主な内容をご報告いたします。

1点目、第3次糸魚川市総合計画の策定については、第3次総合計画策定に関する市民アンケート結果について、10月12日から10月30日までの期間で行った調査対象者、回収状況と、3月に最終報告をしたい旨の説明を受けております。

委員より、今回のアンケート結果を踏まえ、糸魚川をどういう方向に持っていくのか、委託ではなく自分たちでつくり上げてほしい。取扱いによっては方向が変わってしまうので、よく検討してほしいとの意見がありました。

2点目、子ども誕生祝い事業の実施状況については、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的に、出産祝い品の贈呈を平成28年から実施しており、事業の実施状況や新型コロナウイルス感染症への対応として、令和3年3月31日まで増額とした状況、利用者アンケートの結果の説明を受けております。

委員より、少子化対策の一環として2万4,000円分の商品券を贈呈するものである。定額給付金と同様の増額をしていただきたいがどうかとの質疑に対して、追加給付は、現段階では考えていない。しかし、第3波と言われる状況の中で、子育て世帯の声を聴き、適切な支援をしていかな

ければならないと考えているとの答弁がありました。

3点目、進学・進級時の児童生徒の引継ぎについては、進級時、進学時の引継ぎ等について、児童生徒に関わり作成し、備えるべき書類、表簿と、各種表簿、ファイルの活用について説明を受けております。

委員より、中学から高校への引継ぎに関して質疑があり、指導要録の送付をもって行い、場合によっては必要な事実、対応等は、文書をもって説明することになっている。引き継ぐ相手の主観が入らないよう事実、対応処置等について必要な事項のみをお知らせすることで対応している。また、場合によっては高等学校へ何かあった場合に情報を提供し、対応していると答弁がありました。

なお、県の再調査委員会に関し、県の再調査委員会から市の教育委員会に調査の依頼は来ていないと答弁がありました。

他の委員より、いじめの早期発見、早期対応は、誰もが意識を持って対応していると思う。引継ぎを口頭で行う場合は2人体制とし、県などに提出する場合は、書面で決裁を受けているかとの質疑に対して、これまでも県等に報告、記録を提出するときは、十分な決裁をしている。安易に個人の判断で提出することは、今までも、今後もないと答弁がありました。

ほかにも多くの質疑がありましたが、割愛します。

以上で、所管事項報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、吉川慶一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

吉川委員長。〔4番 吉川慶一君登壇〕

○4番（吉川慶一君）

おはようございます。

市民厚生常任委員会では、12月17日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告させていただきます。

調査項目は、第4次糸魚川市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進会議（案）について、第11期糸魚川市交通安全計画（案）について、糸魚川市高齢者福祉計画・第8期糸魚川市介護保険

事業計画（案）について、第6期糸魚川市障害者計画・障害福祉計画・第2期糸魚川市障害児福祉計画（ささえあいプラン）（案）についてであります。

まず、第4次糸魚川市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進計画（案）については、担当課より、市民が安全で安心して暮らせる糸魚川市の実現に寄与することを目的に、糸魚川市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例に基づき、具体的施策を計画的かつ体系的に実施するために必要な事項を定め、安全・安心なまちづくり推進のために策定するものである。今後は、1月にパブリックコメントの実施、推進計画策定委員会の最終審議を経て、3月議会での報告を予定していると説明がありました。

委員より、第3次計画の取組で、何が課題でどのように課題解決に取り組んだのかとの質疑に対し、特に高齢者を対象とした特殊詐欺が被害金額も多いことから重点的に取り組み、相談、啓発を強めてきた。コロナ禍で相談体制の充実や被害防止対策も完全とはいかなかったが、出前講座や広報での啓発、防犯機能付電話機の贈呈などを行ってきた。今後、さらに被害防止の啓発に努め、見守り活動などの推進も強化していきたいと答弁されています。

次に、第11期糸魚川市交通安全計画の案については、令和2年度現計画が終了することから改定するものであり、交通安全に関する施策に計画段階から市民が参加できる計画協働型の交通安全活動を推進し、悲惨な交通事故を根絶するために策定するものである。交通事故の現状及び重点課題と施策では、高齢者が関係する事故防止である。運転操作不適、脇見運転を重点に取り組み、高齢者人口の56%を占めている運転免許証保有者に対する施策が必要であるとのこと。また、歩行者や自転車の安全確保、シートベルト着用の徹底も図っていきたい。コロナ禍で国・県の計画案の遅れがあるが、頂いた意見を素案に反映し、1月にパブリックコメントを実施、糸魚川市交通安全対策審議会で最終審議を経て、3月議会に提出したいとの説明がありました。

委員より、計画段階で課題を掲げただけでは解決につながらない。いかに進めていくかが問われているので、課題解決の取組をお聞きしたいとの質疑に対し、大きな課題として高齢者の交通事故対策である65歳以上の運転者が多いことから、今後、後期高齢者の増加が目前に迫っていることから、年度ごとに一層高齢者の交通事故対策の強化とPDCAサイクルの推進で課題解決を図っていきたいと答弁されています。

次に、糸魚川市高齢者福祉計画・第8期糸魚川市介護保険事業計画（案）については、担当課より、高齢者人口の減少傾向と後期高齢者の増加傾向にあっても、高齢化率は上昇していく傾向があり、今後は40歳から64歳までの第2号被保険者の減少傾向も顕著であることと併せ、大きな課題として推測される。事業計画では、第7期計画の6つの基本目標の評価を反映した、複合的な課題として自立支援、介護予防の効果的な体制づくり、共に支え合う地域づくり、介護サービスの質的向上についても重点課題とし、計画の骨子では、地域共生社会の実現に向けた地域包括支援システムの構築をポイントに推進することとした。今後は、介護保険運営協議会と検討を重ね、計画の精度を高め、1月にパブリックコメントを実施していきたいとの説明がありました。

委員より、介護人材不足に対して、不足状況の実態報告があるか、糸魚川市要介護数や介護サービス料から見て、実際は何人ぐらい不足しているのか、また、予測値は提示できないものかとの質疑に対して、事業所アンケート調査を行い、不足状況は伺っているが、実人数の状況は大変難しいとの答弁がありました。

次に、第6期糸魚川市障害者計画・障害福祉計画・第2期糸魚川市障害児童福祉計画（ささえあいプラン）（案）については、担当課より、計画は糸魚川市の障害福祉を推進することで障害のある人もない人も、地域の中でお互いに支え合って、安心して暮らすことができる社会を目指して策定するものである。糸魚川市地域自立支援協議会の分析で、つなぐというキーワードが浮かび上がり、障害者、家族、支援、地域をつなぐ市民一体の取組と、福祉、保険、医療、教育、民間をつなぐ今ある資源を生かし、充実させる障害福祉が課題である。今後はパブリックコメントを行い、3月議会に最終案提出を予定していると説明がありました。

委員より、糸魚川市障害福祉の課題として、つなぐというキーワードが出されたが、この課題は、誰がどのようにつないでいくのかと質疑に対し、中心となる行政と市民、学校、教育機関、事業所、障害者団体をさらにつなぐ取組を推進していくと答弁がありました。

また、委員より、市民に一層理解を広めることについて、地域市民の理解度が低い数値となっている。アンケートの回答率も、思うような結果に結びついていないことなど、どのように考えているかとの質疑に対し、市民を巻き込んだ催し会や啓発事業などを進めていきたいところであるが、理解が少ない状況である。これを契機により一層、事業推進に進めていきたいと答弁されています。

その他の質問や意見等ありましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査を終わります。

〔「議長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

暫時休憩します。

〈午前10時26分 休憩〉

〈午前10時26分 開議〉

○議長（中村 実君）

休憩を解き会議を再開いたします。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．議案第114号から同第117号まで

○議長（中村 実君）

日程第3、議案第114号から同第117号までを一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

笠原幸江総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

笠原委員長。〔11番 笠原幸江君登壇〕

○11番（笠原幸江君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました本案については、12月18日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第114号、糸魚川市公民館条例の一部を改正する条例の制定については、小泊地区公民館は、現在も中瀬館の一部を借りて業務をしているが、正式譲渡日が令和3年4月1日となったため、条例の一部を改正するものであると説明を受けております。

その他、若干の質疑がありましたが、特段報告することはありません。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第114号、糸魚川市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第115号、糸魚川市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第116号、糸魚川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第117号、糸魚川市定住自立圏形成方針の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第4．議案第118号から同第121号まで、同第123号から同第125号まで、請願第4号、陳情第8号及び同第9号

○議長（中村 実君）

日程第4、議案第118号から同第121号まで、同第123号から同第125号まで、請願第4号、陳情第8号及び同第9号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

田中立一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

田中委員長。〔15番 田中立一君登壇〕

○15番（田中立一君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました関係部分については、12月21日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案第118号から同第121号まで、議案第123号から同第125号までについては、原案可決であり、請願第4号、陳情第8号及び同第9号については、不採択であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第119号及び議案第121号は、提案理由が関連することから一括議題で審査を行いました。

委員より、施設の効率的な管理運営を図るためと説明があったが、具体的にどのように効率的になるのかという質疑があり、地元の所有になることにより、軽微な修繕などがスピーディーに行え、集会施設以外にも農業用施設としての利用など、自由度が増し、柔軟な施設管理が行えるようになり、効用が増すものと考えられると答弁がありました。

議案第120号では、能生地域で進めている処理場の統合事業で、能生谷地区農業集落排水処理施設の区域を公共下水道区域へ編入するための条例の改正であると説明があり、委員より、統合事業による施設の変更点についての質疑があり、能生谷処理場を継続すると施設の更新や維持管理に相当の経費がかかることから処理場を一つにまとめ、効率的な管理を行いたいもので、能生谷処理場は、流量調節のためのポンプ場として運用していくと答弁がありました。

請願第4号及び陳情第8号では、継続審査と不採択の意見があり、採決の結果、不採択となりました。

陳情第9号では、賛成・反対の意見があり、採決の結果、不採択となりました。

このほか若干の質疑はございましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

佐藤 孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

佐藤議員。〔7番 佐藤 孝君登壇〕

○7番（佐藤 孝君）

日本共産党の佐藤 孝です。

請願第4号、種苗法「改定案」の廃案を求める請願、陳情第8号、自家増殖を原則禁止とする種苗法「改定」の取りやめを求める陳情について、賛成討論を行います。

ブドウやイチゴの優良品種などが海外流出して、産地化するなどの事例があり、実効的に新品種を保護する必要がある。これが法改定の理由と言われております。

種苗法の改定は、主要作物種子法が廃止されたときに成立した農業競争力強化支援法、これとセットで見ていく必要があります。農業競争力強化支援法では、第2章の国が講ずべき施策という章があります。その中の第8条4項には、以下の文言が記載されています。

種子、その他の種苗について、民間業者が行う技術開発及び新品種の育成、その他の種苗の生産及び供給を促進するとともに、独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進すること。こう書かれております。

つまり、公共機関等が税金と時間をかけて創り出した優良品種や生産に関する知見、こういった蓄積された財産を民間事業者に提供しろ、国がそれを促進すべきである。こういう意味合いになります。しかも、この民間事業者については、国の内外を問わずということであります。提供された知見を基に優良品種を生み出せば、その民間事業者が品種登録をして、育種権利者となります。農家は、育種権利者から全ての苗を購入するか、自家増殖の許諾を求めて対価を支払うこととなります。種苗の育成権利者が、公的機関から民間事業者に移れば、農家の負担が増えることは目に見えております。

温暖化、気候変動が激しくなっていておまして、世界的な食糧難が予想されております。種苗法改定案では、日本で作られた優良品種を海外流出から守る名目でありますが、種子・種苗の企業支配を拡大させ、農家の負担増を招き、農村の疲弊を加速させることとなります。山間地の多い当市のような地域では、農村部の消滅から都市部の衰退へとつながっていくと思われま

す。以上の点から、請願第4号、種苗法「改定案」の廃案を求める請願及び、陳情第8号、自家増殖を原則禁止とする種苗法「改定」の取りやめを求める陳情に賛成するものであります。

以上です。

○議長（中村 実君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第118号、糸魚川市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第119号、糸魚川市集会施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第120号、糸魚川市下水道事業受益者負担金に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第121号、財産の譲与について（釜沢生活改善センター）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第123号、指定管理者の指定について（親不知ピアパーク施設のうちおさかなセンター、多目的広場の一部）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第124号、指定管理者の指定について（親不知ピアパーク施設のうち漁火、多目的広場の一部）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第125号、指定管理者の指定について（親不知ピアパーク施設のうち親不知交流センター）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、請願第4号、種苗法「改定案」の廃案を求める請願についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決しました。

次に、陳情第8号、自家増殖を原則禁止とする種苗法「改定」の取りやめを求める陳情について採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本陳情を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立少数であります。

よって、本陳情は不採択とすることに決しました。

次に、陳情第9号、新型コロナ禍による米価下落対策に関する陳情について採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本陳情を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立少数であります。

よって、陳情は不採択とすることに決しました。

〔13番 高澤 公君退席〕

日程第5．議案第122号

○議長（中村 実君）

日程第5、議案第122号、指定管理者の指定について（親不知ピアパーク施設のうちレストピア、ふるさと体験館、多目的広場の一部）を議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

田中立一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

田中委員長。〔15番 田中立一君登壇〕

○15番（田中立一君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました議案第122号については、12月21日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程において、若干の質疑はありましたが、特段報告する事項はありません。  
以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。  
ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。  
暫時休憩します。

〈午前10時46分 休憩〉

〈午前10時46分 開議〉

○議長（中村 実君）

休憩を解き会議を再開いたします。

これより、議案第122号、指定管理者の指定について（親不知ピアパーク施設のうちレストピア、ふるさと体験館、多目的広場の一部）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。10時55分まで、暫時休憩といたします。

〔13番 高澤 公君着席〕

〈午前10時47分 休憩〉

〈午前10時55分 開議〉

○議長（中村 実君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第6．議案第126号、同第127号及び同第129号から同第131号まで

○議長（中村 実君）

日程第6、議案第126号、同第127号及び同第129号から同第131号までを一括議題といたします。

本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

吉川慶一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

吉川委員長。〔4番 吉川慶一君登壇〕

○4番（吉川慶一君）

市民厚生常任委員会に付託となりました本案について、審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第126号、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、担当課より、令和2年度税制改正特例基準割合が、延滞金特例基準割合に名称改正され、延滞金最低限割合が0.1%と定められたことによる条例改正であるとの説明があり、質疑もなく、原案可決となりました。

議案第127号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、令和3年1月1日施行の税制改正における給与所得控除や公的年金等控除の金額が10万円引き下げられるとなる。そのため、全ての人の所得に対して基礎控除額が10万円引き上げられることとなった。所得金額等を基準とした社会保障制度等の給付や負担の水準で、影響や不利益が生じないように必要な処置を講ずる軽減措置基準の改正である。フリーランスや個人事業主、請負企業等の基礎控除が10万円上がることで、課税所得は減額となって、税制面でメリットが出るように優遇することで応援となる改正と捉えていると説明があり、若干の質疑がありましたが、割愛します。

原案可決であります。

議案第129号、令和2年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）では、担当課より、一般被保険者療養給付金と高額医療費は、医療費の増加に伴う給付の追加である。保険税還付金は、新型コロナ感染による令和元年度の保険税減税の減額に対する還付金の追加であるとの説明に対して、質疑なく、原案可決であります。

議案第130号、令和2年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）では、後期高齢者医療制度の抜本的な是正で、見直しが必要とする立場から、本案に反対とする意見があり、起立採決の結果、賛成多数により原案どおり可決しています。

議案第131号、令和2年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）では、担当課より、一般管理費は、令和3年4月の介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料であり、財源に国庫補助金と一般会計繰入金を見込んでいるとの説明がありました。

委員より、要支援1・2の方を総合事業に移行したことによる自立支援や重度化予防の検証がし

っかり果たされていない段階で、要介護1・2の方々を総合事業に移行させるために準備をするシステム改修には反対であるとの意見があり、起立採決の結果、賛成多数により原案どおり可決しています。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

古川 昇議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

古川議員。〔16番 古川 昇君登壇〕

○16番（古川 昇君）

議案第131号、令和2年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、反対討論をいたします。

このシステム改修が出来上がって、来年の4月からシステム運用が大幅に増加していくことは考えにくいと思いますけれども、要支援者が要介護に進む、比較的介護度の軽い要介護者からタイミングを見て開始されるものと思っております。

要支援者を総合事業対象者として移行する方針は、2015年に出されて、市町村の開始時期も一斉ではなく、できる市町村から始まり、糸魚川市も開始から4年が経過しております。恐らくソフトランディングをしながら体制整備を進めていくものと思います。

国の意図するところは、2025年に照準を合わせているのではないかと思います。地域包括ケアシステム構築の目標を2025年として、同時に社会保障費を抑制するために、とりわけ伸び続ける介護保険財政を削減する体制づくりを急いでいると考えております。

地域支援事業での総合事業が開始されてから事業対象者の自立度が上がり、要介護に進む方々が減少して、総合事業でのサービス利用が効果を上げているのかいないのか分からないのであります。要支援者の中には、デイサービスの回数が減少したり、時間が短縮されたり、訪問時間が短くなったりした問題はないのか。事業費総枠の金額が決まっている地域支援事業費での対象者が増加すればするほど、おのずと1人当たりのサービス利用は減少していきます。以前の介護予防給付額での介護ではなく、安い介護報酬で提供される総合事業介護サービスが、果たして成果を上げているのか、検証もしないまま要介護1・2の方を移行させることには納得がいかないのであります。

市の保険者評価についても、介護認定率を下げるだけの生活指標のやり方には反対であります。

その理由は、要介護1・2の方々には、認知症の方やMC Iの方も多く、身体機能に問題を抱えている方も多くいらっしゃいます。専門的な介護サービスを受ける中で、在宅で日常生活を何とか維持されているのが実態であります。

訪問通所サービスで、専門的な介護は重要であります。介護の根幹でもあります。このままでは重症化して、要介護度3にならなければ介護給付を受けられないことにつながり、介護制度そのものが変質していくと思います。介護サービス利用で日常生活の維持や、少しでも自立につながるものが、介護の社会化であり、介護家族の大きな願いであります。

以上の観点から、議案第131号、令和2年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、反対いたします。

○議長（中村 実君）

次に、佐藤 孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

佐藤議員。〔7番 佐藤 孝君登壇〕

○7番（佐藤 孝君）

日本共産党の佐藤 孝です。

議案第131号、令和2年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、反対の立場で討論を行います。

介護保険事業特別会計補正予算は、介護保険制度の令和3年4月の改正に対応するための介護保険事務処理システムの改修にかかる経費の増額に関するものです。市のシステム改修自体は、必要に見えますが、その前提になる介護保険制度の改正には、見過ごすわけにはいかない問題があると思います。

今回の保険制度の改定の中には、今年10月22日に厚生労働省が官報で一方向的に発表した介護保険法施行規則の一部を改正する省令を基にした項目が含まれております。この省令では、第1号事業に関する見直し、これがなされております。

中身は、（1）第1号事業の対象者の弾力化。ここでは介護予防日常生活支援、総合事業を行う被保険者の対象を拡大し、これまでの要支援の人だけでなく、条件付ながら要介護の人も総合事業の対象にする。こういうものであります。

（2）では、第1号事業のサービス価格上限の弾力化、これがありまして、そこではサービス価格は国が定める額を勘案して、市町村が定める。こう書かれております。

この二つを（1）、（2）を検証してみたいと思います。

（1）の第1号事業の対象者の弾力化ですが、これまで総合事業のサービスを利用していた人が要介護となった際に、それまでの総合事業のサービスも引き続き受けられるように柔軟に対応するためなどと言われております。

しかし、この対応は要介護となった人たちへのサービスを総合事業に止めておくことを可能にするものであり、要介護者の保険給付外しの突破口にもなりかねない重大な変更であります。

（2）の第1号事業のサービス価格上限の弾力化ですが、そもそも要支援者向けの介護予防日常生活支援総合事業は、市町村の裁量で実施され、提供されるサービスの種類や量も、それぞれ自治

体任せとなっております。サービス単価は、介護保険利用よりも低く設定されています。要介護者が第1号事業のサービスを受けるようになれば、予算を圧迫し、サービスを低下させるか、利用者の負担を増やさざるを得なくなる可能性が大きくなります。そこを見通して今回の制度改正には、総合事業のサービス価格の上限を自治体が柔軟に引き上げられるようにすること、これが盛り込まれているというわけであります。

10月22日の介護保険法施行規則の一部を改正する省令は、総合事業の財政悪化と利用者負担の増大を招くものと思います。

それに対して、介護保険給付では、財政需要にかかわらず、決まったサービスが保障されます。介護保険財政が赤字になったからといって、利用者のサービスが打ち切られる。こういうようなこともありません。介護サービスは、あくまでも介護保険給付とすべきであります。

今回の改正施行規則では、今のところ幾つかの条件がついており、要介護の人をすぐに総合事業の対象にするというものではないようであります。

しかし、条文の解釈によっては、全ての被保険者を総合事業の対象にできる。こういった可能性をはらんでおります。そうなれば、要介護者も自治体の判断で総合事業へ置き換えが可能となります。

さらに問題なのは、この重大な変更が、国会審議の必要がない厚生労働省の省令、この形で行われていることでもあります。財務省の財政制度等審議会などでは、社会保障費抑制のため、要介護者の生活援助を保険給付から総合事業に移す提言が、度々なされております。今回の省令による施行規則の改正が、こうした改悪への外堀を埋める役割を果たし、突破口をつくるものになりかねません。

このように重大な問題をはらんでいる制度改正を前提としていることから、今回のシステム改修に関する予算の補正を認めることはできません。

以上、反対討論といたします。

○議長（中村 実君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

吉岡議員。〔20番 吉岡静夫君登壇〕

○20番（吉岡静夫君）

吉岡であります。

議案第130号、令和2年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての反対討論。

中身でありますけれども、後期高齢者医療制度が動き出したのが2008年、平成20年4月、自民党政権下でありました。さらに、この流れは2009年、平成21年9月、歩き出した民主党政権下でも続きました。そして、2012年、この流れは今度は、平成24年の12月の同政権の崩壊、自民党政権となってから現在に至るも続いております。

この間、例えば2010年、平成22年の8月の厚生労働省当局による動き、つまり新しい高齢者医療制度の中間取りまとめなどがあったものの、当初から批判・指摘されていた、いわゆる抜本

的な見直し、改定がなされないまま、結果的には今日に至ってしまったわけです。

つまり、時の流れの上では、大幅改定あるいは改正、見直しの必要をお互いに認め合い、言い合いなながらも、ほとんどその実行はなされないまま今日に至っているのが現実・実態であります。

ということで、私これらの動き・流れを踏まえた上で、これまで本件のみならず、関連する諸案件に対応してまいりました。

ということで、本日の結論、議案第130号、令和2年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての反対討論とさせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（中村 実君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第126号、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第127号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第129号、令和2年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第130号、令和2年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第131号、令和2年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7. 議案第128号

○議長（中村 実君）

日程第7、議案第128号、令和2年度糸魚川市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

笠原幸江総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

笠原委員長。〔11番 笠原幸江君登壇〕

○11番（笠原幸江君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第128号については、12月18日に審査が終了しておりますので、その結果と経過について、ご報告申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

生涯学習課関係では、令和3年度開催予定の全国高校総体相撲大会のための糸魚川市実行委員会への負担金に関し、啓発物資等の購入に対して質疑があり、のぼり旗、懸垂幕等を考えていると答弁がありました。

文化振興課関係では、能生マリンホール地下ピット浸水に伴う既設空調ダクト破損の修繕、浸水対策、防水処理に関して質疑があり、能生マリンホールは一般の建物と違い、地下に空調ダクトが配管されている。今回のことで浸水の心配はなくなるが、マリンホール自体に高波があると敷地全体が水浸しになる状況もある。よって、水中ポンプを常時設置することが望ましいと思っている。工事の結果、その後の漏水の状況を監視していきたいと答弁がありました。

ほかにも確認事項がありましたが、特段報告することはありません。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（中村 実君）

次に、田中立一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

田中委員長。〔15番 田中立一君登壇〕

○15番（田中立一君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第128号については、12月21日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

7款1項2目、商工業振興費、コンベンション施設活用事業（新型コロナ対応）では、委員より、この事業に該当する市内のコンベンション施設はどのくらいあるのか質疑があり、対象となる会議場の広さを100平方メートル以上と限定しており、20から30施設程度と想定している。新型コロナウイルス感染症対策により、感染リスクを低減させても施設利用が少ないことから、この補助金により、ソーシャルディスタンスが確保できる広い会議場の使用料を割り引くことで、施設側が営業を行っていただきたい。この事業は北信越エリアを対象にしているので、コンベンション施設利用を誘致することで、市内の飲食・宿泊観光等への経済効果も大きいのではないかと答弁がありました。

7款1項3目、観光費、シーサイドバレースキー場管理運営事業（コロナ）では、委員より、指定管理料の補正が行われるまでの現在の資金繰りは大丈夫かという質疑があり、各種給付金を申請しており、9月までに給付を受けている。新型コロナウイルス感染症対策に係る無利子の融資制度も利用して、運営をしていると答弁がありました。

委員より、スキー場施設以外の新型コロナウイルス感染症による影響についての判断は、どのように行ったかという質疑があり、これからのスキーシーズンの影響は、現時点では不明であるため、9月までの売上げ減少分について概算し、スキーシーズン終了後の年度末で精算すると答弁がありました。

6款2項2目、林業振興費の東京オリンピック・パラリンピック選手村木材活用事業では、委員より、事業費の減額は見通しがなくなったためかという質疑があり、東京オリンピック・パラリンピックが来年度に延期の予定となり、今年は選手村に提供した木材の取壊しができず、執行が見込めないことからの全額補正減とし、来年度に予算要求を行うと答弁がありました。

このほかにも質疑はございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（中村 実君）

次に、吉川慶一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

吉川委員長。〔4番 吉川慶一君登壇〕

○4番（吉川慶一君）

市民厚生常任委員会の議案第128号の、付託になりました関係部分について、審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

審査の結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

環境生活課関係では、担当課より、鳥獣対策事業について当初の捕獲見込み数より、ツキノワグマやイノシシなどの大型獣430頭、ハクビシンなどの小型獣が約140頭、多く捕獲が見込まれるため、出動費などを含めた鳥獣捕獲等委託料700万を追加補正したいとの説明がありました。

委員より、鳥獣対策では抜本的な対策を考え直す必要があるのではないか、イノシシの被害や熊の出没が頻繁に起こり、農作物被害は深刻で生活圏を脅かされているようなことについて、捕獲数をさらに増やすような対策は取れないものかとの質疑に対し、農作物の被害を防ぐために電気柵設置や緩衝帯の整備などの対策を進めていきたい。熊については、以前は県の対策としてできるだけ最低限の捕獲という方針だったが、住民に危険が及ぶ状況では、捕獲・駆除を強化する方向に変わってきているので、猟友会と協力して対応していきたいと答弁されています。

福祉事務所関係では、担当課より、社会福祉施設等感染症対策事業は、新たに施設に入所・入居する高齢者でPCR検査を希望する方に対して検査費の助成をするものである。継続支援事業は、従業者の安全・安心を守り、事業継続を果たす法人に、市独自の給付を交付するものである。介護保険事業特別会計繰出金は、制度改正によるシステム改修と人件費増額であると説明がありました。

委員より、施設への新規入所者は、何人ぐらいいるのか。その際に検査受診の判断は、あくまでも本人の意思によるものか等の質疑に対して、新規入所者は50人くらいと見込んでいる。判断については、本人、家族、関係専門員の方々の意見を幅広く聞いた中で、配慮していきたいと答弁されています。

また、介護保険事業特別会計繰出金のシステム改修費の中に、制度改正による要介護1・2の方が、総合事業を利用するために改修費が含まれていることで、事業費には反対である等の意見がありました。

健康増進課関係では、担当課より、健康づくりセンター管理運営事業（新型コロナ対応）は、健康づくりセンターにコロナ感染症の影響による見込み減収分を補填するものである。また、救急医療対策事業（新型コロナ対応）は、コロナ感染症の影響で糸魚川総合病院の経営悪化に対する継続支援のための補助金の交付であると説明がありました。

委員より、健康づくりセンターの管理運営費で、今回補填する内訳は何かとの質疑に対し、上半期の昨年比率で3割利用収入が落ち込み、徐々に利用者数は増えているが、収入の柱である利用料収入と教室受講料の落ち込みが顕著となっている。収入計画比率で1,570万円減少する見込みとなり、コロナ感染による影響と判断して補填するものであると答弁されています。

その他にも質疑・意見等がありました。報告は割愛させていただきます。

起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決であります。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

古川 昇議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

古川議員。〔16番 古川 昇君登壇〕

○16番（古川 昇君）

市民ネット21、古川であります。

議案第128号、令和2年度糸魚川市一般会計補正予算（第9号）について、反対討論をいたします。

一般会計補正予算、3款1項4目の86、介護保険事業特別会計繰出金の介護制度改正によるシステム改修費についての項目だけ反対であります。

このシステム改修費は、令和3年4月の制度改正に向けて介護報酬改定や介護認定更新の、認定有効期間の延長などが含まれており、それに加えて介護認定を受けた方の総合事業サービスを利用するために弾力化を図ることを目的にしたシステム改修、バージョンアップをするための介護保険事業会計への繰出金であると答弁されております。要介護認定者の総合事業サービス利用の弾力化を図ることとは、つまり、要介護度1・2の方々の総合事業への移行につながることであり、今回システム改修は、その土台作りであると捉えております。

このことは、昨年10月厚生労働省により出された市町村が実施している介護保険総合事業施行規則改正の通達によるものであります。総合事業第1号事業の訪問・通所サービス利用対象者の弾力化という国の考え方は、総合事業の要支援者1・2の方が要介護認定になると、それまで受けていた総合事業サービスの利用ができなくなることについて、本人が今まで総合事業サービスの利用を希望して地域とのつながりが継続できれば、市町村が判断して、要介護認定者を総合事業にとどめることができるとしたのが弾力化であります。介護現場においては、同じ介護事業所が総合事業介護サービスを提供していく中で、新しく要介護度1・2の認定を受けた方を介護給付事業に移行させないで、要介護認定者であっても地域支援事業費の総合事業にとどめて、報酬単価が安い訪問・通所サービスを利用して介護をすれば、十分に効果が上がるという実績づくりを来年4月から行うためのシステム改修であります。

このことをもって、総合事業が介護給付費外しと言われるゆえんであります。大げさと言われるかもしれませんが、介護事業にとっては大きな問題であり、介護保険認定制度を分断・差別することにつながっていくことになりかねない事業費であることは間違いありません。

以上の観点から、議案第128号、令和2年度糸魚川市一般会計補正予算（第9号）について、反対といたします。

以上であります。

○議長（中村 実君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第128号、令和2年度糸魚川市一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する各委員長報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第8．諮問第1号から同第5号まで

○議長（中村 実君）

日程第8、諮問第1号から同第5号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

諮問第1号から5号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

諮問第1号から4号は、現在、人権擁護委員をお願いいたしております山本明美さん、井澤和秀さん、高裕和子さん、齊藤達夫さんの任期が、令和3年3月31日で満了いたしますことから、再度推薦させていただきたく議会のご意見をお伺いいたしたいものでございます。

次に、諮問第5号では、現在、人権擁護委員をお願いいたしております太田茂機さんの任期が、令和3年3月31日で満了いたしますことから、新たに木島雅子さんを推薦させていただきたく、議会のご意見をお伺いいたしたいものであります。

以上であります。よろしく願い申し上げます。

○議長（中村 実君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省

略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

質疑は、1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することに決しました。

次に、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することに決しました。

次に、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することに決しました。

次に、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することに決しました。

次に、諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することに決しました。

日程第9．発議第10号

○議長（中村 実君）

日程第9、発議第10号、北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

五十嵐健一郎議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

五十嵐議員。〔19番 五十嵐健一郎君登壇〕

○19番（五十嵐健一郎君）

発議第10号、北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書。

糸魚川市議会会議規則第14条の規定により提出します。

新潟県では、北朝鮮による拉致被害者5名のうち、横田めぐみさんと曾我ミヨシさんが、いまだ帰国を果たせず、また、県内には拉致の疑いのある特定失踪者の方が6名おり、現在も安否が分からぬままとなっています。

拉致問題の解決に向けた進展が見られない中、令和2年6月、横田めぐみさんの父、滋さんが、めぐみさんとの再会を果たせぬまま他界されたことは誠に残念であり、このような悲劇を繰り返してはなりません。

拉致被害者及び特定失踪者家族の高齢化は一刻の猶予もなく、早急に拉致被害者全員の帰国を実現しなければならないことから、拉致被害者及び特定失踪者家族の痛切な思いを共有し、国際社会と連携を強化し、国を挙げて次の事項を実現されるよう強く要望します。

記、北朝鮮による拉致被害者及び特定失踪者全員の早期帰国及び真相の究明に向け、国際情勢に鑑み、時機を逸することなく、国を挙げて全力で取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

内閣総理大臣、外務大臣、内閣官房長官、拉致問題担当大臣、衆議院議長、参議院議長、各様。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中村 実君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第10号、北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第10．発議第11号

○議長（中村 実君）

日程第10、発議第11号、糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高澤 公議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

高澤議員。〔13番 高澤 公君登壇〕

○13番（高澤 公君）

発議第11号について、ご説明を申し上げます。

発議第11号は、糸魚川市議会委員会条例の一部改正でありまして、議員定数の変更に伴い、総務文教常任委員会及び建設産業常任委員会の委員、資格審査特別委員並びに懲罰特別委員の定数について、改正を行いたいものであります。

第2条第2項では、第1号の総務文教常任委員会及び第2号の建設産業常任委員会の定数7人を6人に改めるものであります。

また、第7条第2項の資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数10人を条例で定める議員定数の半数と改めるもので、1人に満たない端数が生じたときは、これを切り上げた人数と改めるものであります。

施行日については、この条例の公布の日以後、初めて告示される糸魚川市議会議員の一般選挙により選出された議員の任期が始まる日からとするものであります。

以上であります。

○議長（中村 実君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第11号、糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第11．閉会中の継続調査について

○議長（中村 実君）

日程第11、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり、米田市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

令和2年第6回市議会定例会閉会に当たり、お礼を兼ねましてご報告申し上げます。

去る12月7日から本日までの長期間にわたり、補正予算をはじめ多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に5点についてご報告申し上げます。

最初に、駐日ハイチ共和国大使の糸魚川ジオパーク視察について、ご報告申し上げます。

12月12日、駐日ハイチ共和国大使が来訪され、当ジオパークにおける防災活動をはじめ、自然資源の保護・保全や地域振興等についてご視察されました。

ハイチ共和国は、中米の島国で、カリブプレートと北アメリカプレートの境界付近に位置するなど、本市と地理・地形的に多くの共通点があり、また、過去に大きな地震やハリケーンなど自然災害が発生いたしております。大使からは、世界ジオパークの認定申請を前向きに検討したいとの発言があり、引き続き交流や情報交換を深める中で、本市といたしましても支援してまいりたいと考えております。

2点目に、えちご押上ひすい海岸駅の開業日の決定並びにJR西日本のダイヤ改正について、ご報告申し上げます。

12月18日、えちごトキめき鉄道株式会社より、開業日の鉄道ダイヤ改正日の3月13日、土曜日とするとの報道発表がありました。

また、JR西日本金沢支社からもダイヤ改正についての報道発表があり、北陸新幹線、大糸線とも運行本数、ダイヤには大きな変更はないとのことでありました。引き続き、鉄道の利便性向上を図るとともに関係の皆様と連携し、開業に向けて準備を進めてまいります。

3点目に、糸魚川今すぐGoToキャンペーン第2弾の実施について、ご報告申し上げます。

国のGo To トラベルキャンペーンの一時停止を受け、市内宿泊施設でもキャンセルが発生しており、地域経済の循環を促すため、緊急対策といたしまして市内在住者に限定した宿泊割引、おいしい糸魚川冬の宿泊キャンペーンを実施いたします。

対象期間は、12月28日から年明けの1月11日までの宿泊分としておりますが、その後についても国のキャンペーンや感染拡大状況等を踏まえて、実施機関や居住地要件の拡大等について検討してまいります。

4点目に、大町2丁目地内の物件2棟の取得について、ご報告申し上げます。

一つ目の物件は、宮田ビルであります。当該ビルは、所有者から土地建物に関する寄附の申出があり、これを受けたものであります。敷地は約250平方メートル、重量鉄骨造4階1棟であります。

二つ目の物件は、旧東北電力糸魚川営業所であります。当該ビルは、不動産鑑定評価による適正価格にて土地建物を取得しております。敷地は約720平方メートル、3階建て鉄骨・鉄筋コンク

リート造り1棟であります。

今後、活用について調査検討をしてみたいです。

最後に、第2次糸魚川市総合計画実施計画の策定について、ご報告申し上げます。

本日、第2次総合計画実施計画について、議員の皆様にお配りさせていただきました。実施計画は、第2次総合計画の各施策を計画的かつ効率的に展開するため、財政状況や事業の優先順位に基づいて、今後3年間で取り組む主要事業を定めたものであり、予算編成の指針にするとともに、行政需要や財政状況の変化を踏まえ、毎年度、内容の見直しを行うことといたしております。今後も社会経済情勢等の動向を踏まえ、市民や地域、事業者等と行政が情報共有を深めながら各種事業を展開してみたいです。

以上、5点についてご報告申し上げます。

議員各位をはじめ、市民の皆様から一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、令和3年3月市議会定例会の招集日を、2月22日、月曜日とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（中村 実君）

これもちまして、令和2年第6回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでした。

〈午前11時57分 閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員